

## 第7回年金制度委員会報告

(フィンランド)



本稿には、学生の廃疾・遺族年金制度にかかる政府委員会報告の記述が取上げられている。

自営業者と農民が被用者年金制度に含まれるようになった1970年1月から、大部分の自営業者は所得比例年金を得ている。しかし、学生は賃金を得ていないので、かれらは制度から除外されている。学業を続ける若い人びとは、廃疾になった場合に、同一年齢である他の人びとよりもより困難な状態におかれている。結婚している学生の世帯では、遺族は就学中に死亡した場合や、廃疾年金を受給している場合に(事実では、少數である)、年金の保護を要求する。

学生の年金法がすべての学童と18歳から27歳までの学生をカバーすべきであるというこ

とを、委員会は提案している。被用者年金制度で用いられる18歳の資格条件が廃止される場合には、そのような処置が学生の年金制度にも考慮されるべきである<sup>(1)</sup>。その法律は夜間に授業を行なう学校を含めて、すべての教育施設をカバーすることになるであろう。外国で就学しているフィンランド学生とフィンランドで就学している外国人学生も、相互協約の制度によってカバーされるであろう。フィンランド政府によって設けられる学生問題委員会(大蔵省と文部省の代表、および大部分の代表的学生団体の代表で構成される)は、28歳以上の学生に加入する資格を与えることができる。

法案によれば、学生年金の金額は習得した教育水準に比例することになるであろう。カ

バーされる学生達は4グループに分けられる。第1グループの廃疾年金月額は800マルカ(1フィンランド・マルカ=0.238 U.S.ドル)、第2グループは600マルカ、第3グループは400マルカ、また、第4マルカは250マルカとなる。これらの支給額は被用者年金制度と同様に、毎年上昇する一般的な賃金水準とリンクされるであろう。これらの年金以外に、学生はフィンランドの他の人びとと同様に、国民年金制度から廃疾年金の受給資格を取得する。第1年金グループは水準の高い総合大学の学位を取得しているか、あるいは、なんらかの同様な試験に合格した学生で構成される。第2グループは上記より低い総合大学の学位を取得した学生、単科大学の水準もしくは同様な水準の試験に合格した学生、およびある学位に要求された教育過程のうち、4分の3以上をパスした総合大学の学生で構成される。第3グループは総合大学で就学している上記以外の学生と単科大学の水準をもつ教育機関で就学している職業学校の学生で構成される。以上に示された以外のすべての学生は第4年金グループに属することになる。

遺族年金の保護は被用者および自営業者の被用者年金制度と同一の方法で提供される。

3人以上の人びとが遺族年金の受給資格を取得する場合には、かれらは学生の死亡時に当人が受給資格を取得できることになっていた廃疾年金と同一額の完全年金を受給することになるであろう。受給者が2人であれば、年金額は完全年金の4分の3となる。受給者が1人だけの場合には、年金は完全年金の2分の1になる。

当初では、学生年金制度は16万人から17万人の学生をカバーし、そのうち、約65,000人が職業学校の学生で、約50,000人が総合大学の学生ということになるであろう。学生のうち約0.5%が第1グループ、4.5%が第2グループ、40%が第3グループ、また、55%が第4グループに含まれることになるであろう。国民年金に追加される年金の平均支給月額は350マルカとなるだろう。制度を実施した最初の年では、制度の費用は年間100万マルカ以下と予想され、費用は年額700万マルカを決して超えないであろう。その理由は毎年発生する新らしい廃疾はきわめて少なく、その

件数は恐らく年間100件と予測されているからである。政府は益々多くの教育費を調達することになるが、当然のことながら、新制度の費用は政府だけで調達されるべきである。制度の管理は、公的な被用者年金制度を管理する大蔵省によって行なわれる。

注1 1971年7月以後、18歳の資格条件は廃止された(Ed.)。

Komiteanmietintö 1971 : B 40. Eläkejärjestelmäkomitean osamietintö 7, Helsinki, 1971. 8 pp.; No. 58, '71.

## 労働災害

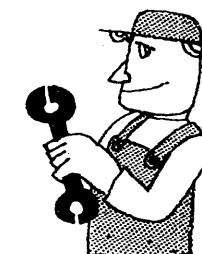
### —共同責任方式の費用と利益—

C. Curson

(イギリス)

本稿には、イギリスで産業災害の被災者に対して実施されている現在の二元的補償制度と、カナダで採用されてきた一元的共同責任制度の比較が示されている。

労働災害を蒙った従業員を補償するには、イギリスの法律は2つの異なった方式を組合せている。1つは産業傷害制度を用いて行なわれこの制度では、使用者や政府とともに、従業員も拠出(国民保険に毎週支払う拠出



の一部として)を支払っている。もう1つの方式は従業員が民事損害賠償で使用者を訴え、法廷を用いている。事実上では、大部分の使用者はそのような損害賠償の責任に対して保険をかけているので、通常では、この類の補償費は、使用者によって間接的に支払われるにすぎない。使用者は保険料を支払い、なんらかの特殊な裁定の補償が保険者によって支払われる。